

## 平成三年法律第七十一号

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法

(目的)

この法律は、次条に規定する平和条約国籍離脱者及び平和条約国籍離脱者の子孫について、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)の特例を定めることを目的とする。

**第二条** この法律において「平和条約国籍離脱者」とは、日本国との平和条約の規定に基づき同条約の最初の効力発生の日(以下「平和条約発効日」という。)において日本の国籍を離脱した者で、次の各号の一に該当するものを行う。

一 昭和二十年九月二日以前から引き続き本邦に在留する者

二 昭和二十年九月三日から平和条約発効日までの間に本邦で出生し、その後引き続き本邦に在留する者であつて、その実親である父又は母が、昭和二十年九月二日以前から当該出生の時(当該出生前に死亡したときは、当該死亡の時)まで引き続き本邦に在留し、かつ、次の又は口に該当する者であつたもの

イ 日本国との平和条約の規定に基づき平和条約発効日において日本の国籍を離脱した者

ロ 平和条約発効日までに死亡し又は当該出生の時後平和条約発効日までに日本の国籍を喪失した者であつて、当該死亡又は喪失がなかつたとしたならば日本国との平和条約の規定に基づき平和条約発効日ににおいて日本の国籍を離脱した者の子孫」とは、平和条約国籍離脱者の直系卑属として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留する者で、次の各号の一に該当するものをいう。

一 平和条約国籍離脱者の子孫

二 前号に掲げる者のほか、当該在留する者から当該平和条約国籍離脱者の孫にさかのばる者で、以下の世代の者(当該在留する者が当該平和条約国籍離脱者の孫であるときは、当該孫。以下この号において同じ。)について、その父又は母が、平和条約国籍離脱者の直系卑属として本邦で出生し、その後当該世代の出生者の時(当該出生前に死亡したとき

は、当該死亡の時)まで引き続き本邦に在留していた者であったもの

(法定特別永住者)

離脱者の子孫でこの法律の施行の際次の各号の一に該当しているものは、この法律に定める特別永住者として、本邦で永住することができる。

政令第三百十九号。以下「入管法」という。)の特例を定めることを目的とする。

**第三条** 平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫でこの法律の施行の際次の各号の一に該当する者は、この法律に定める特別永住者として、本邦で永住することができる。

第一次のいずれかに該当する者

イ 附則第十条の規定による改正前のボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律(昭和二十七年法律第百二十六号)(以下「旧昭和二十七年法律第百二十六号」という。)第二条第六項の規定により在留する者

ロ 附則第六条の規定による廃止前の日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法(昭和四十年法律第百四十六号)(以下「旧日韓特別法」という。)に基づく永住の許可を受けている者

ハ 附則第七条の規定による改正前の入管法(以下「旧入管法」という。)別表第一の上欄の永住者の在留資格をもつて在留する者

二 旧入管法別表第二の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもつて在留する者(特別永住許可)

四 附則第六条の規定による改正前の入管法の事由により入管法第三章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなるものは、出入国在留管理厅長官の許可を受けて、この法律に定める特別永住者として、本邦で永住することができる。

五 旧入管法別表第一の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもつて在留する者(特別永住許可)

六 旧入管法別表第一の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもつて在留する者(特別永住許可)

七 旧入管法別表第一の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもつて在留する者(特別永住許可)

八 旧入管法別表第一の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもつて在留する者(特別永住許可)

九 旧入管法別表第一の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもつて在留する者(特別永住許可)

十 旧入管法別表第一の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもつて在留する者(特別永住許可)

十一 旧入管法別表第一の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもつて在留する者(特別永住許可)

十二 旧入管法別表第一の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもつて在留する者(特別永住許可)

十三 旧入管法別表第一の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもつて在留する者(特別永住許可)

十四 旧入管法別表第一の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもつて在留する者(特別永住許可)

十五 旧入管法別表第一の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもつて在留する者(特別永住許可)

十六 旧入管法別表第一の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもつて在留する者(特別永住許可)

十七 旧入管法別表第一の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもつて在留する者(特別永住許可)

十八 旧入管法別表第一の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもつて在留する者(特別永住許可)

十九 旧入管法別表第一の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもつて在留する者(特別永住許可)

二十 旧入管法別表第一の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもつて在留する者(特別永住許可)

二十一 旧入管法別表第一の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもつて在留する者(特別永住許可)

二十二 旧入管法別表第一の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもつて在留する者(特別永住許可)

二十三 旧入管法別表第一の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもつて在留する者(特別永住許可)

二十四 旧入管法別表第一の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもつて在留する者(特別永住許可)

二十五 旧入管法別表第一の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもつて在留する者(特別永住許可)

に係る居住地に居住しているかどうか、及び提出された書類の成立が真正であるかどうかを審査した上、これらの書類を出入国在留管理厅長官に送付しなければならない。

**第五条** 平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫で入管法別表第二の上欄の在留資格(永住者の在留資格を除く。)をもつて在留するものは、出入国在留管理厅長官の許可を受け、この法律に定める特別永住者として、本邦で永住することができる。

六 出入国在留管理厅長官は、前項に規定する者が同項の許可の申請をしたときは、これを許可するものとする。この場合において、当該許可を受けた者に係る在留資格及び在留期間の決定は、その効力を失う。

七 第一項の許可の申請は、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理厅長官に特別永住許可申請書その他の書類を提出して行わなければならぬ。

八 第一項の許可の申請は、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理厅長官に特別永住許可申請書その他の書類を提出して行わなければならない。

九 第一項の許可の申請は、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理厅長官に特別永住許可申請書その他の書類を提出して行わなければならない。

十 第一項の許可の申請は、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理厅長官に特別永住許可申請書その他の書類を提出して行わなければならない。

十一 第一項の許可の申請は、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理厅長官に特別永住許可申請書その他の書類を提出して行わなければならない。

十二 第一項の許可の申請は、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理厅長官に特別永住許可申請書その他の書類を提出して行わなければならない。

十三 第一項の許可の申請は、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理厅長官に特別永住許可申請書その他の書類を提出して行わなければならない。

十四 第一項の許可の申請は、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理厅長官に特別永住許可申請書その他の書類を提出して行わなければならない。

十五 第一項の許可の申請は、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理厅長官に特別永住許可申請書その他の書類を提出して行わなければならない。

十六 第一項の許可の申請は、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理厅長官に特別永住許可申請書その他の書類を提出して行わなければならない。

十七 第一項の許可の申請は、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理厅長官に特別永住許可申請書その他の書類を提出して行わなければならない。

十八 第一項の許可の申請は、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理厅長官に特別永住許可申請書その他の書類を提出して行わなければならない。

十九 第一項の許可の申請は、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理厅長官に特別永住許可申請書その他の書類を提出して行わなければならない。

二十 第一項の許可の申請は、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理厅長官に特別永住許可申請書その他の書類を提出して行わなければならない。

二十一 第一項の許可の申請は、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理厅長官に特別永住許可申請書その他の書類を提出して行わなければならない。

二十二 第一項の許可の申請は、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理厅長官に特別永住許可申請書その他の書類を提出して行わなければならない。

二十三 第一項の許可の申請は、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理厅長官に特別永住許可申請書その他の書類を提出して行わなければならない。

二十四 第一項の許可の申請は、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理厅長官に特別永住許可申請書その他の書類を提出して行わなければならない。

二十五 第一項の許可の申請は、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理厅長官に特別永住許可申請書その他の書類を提出して行わなければならない。

二 住居地  
三 特別永住者証明書の番号及び有効期間の満了の日

四 その他法務省令で定める事項

五 前項第三号の特別永住者証明書の番号は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の番号をもつて在留する者

六 前項第三号の特別永住者証明書の番号は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の番号をもつて在留する者

七 前項第三号の特別永住者証明書の番号は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の番号をもつて在留する者

八 前項第三号の特別永住者証明書の番号は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の番号をもつて在留する者

九 前項第三号の特別永住者証明書の番号は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の番号をもつて在留する者

十 前項第三号の特別永住者証明書の番号は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の番号をもつて在留する者

十一 前項第三号の特別永住者証明書の番号は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の番号をもつて在留する者

十二 前項第三号の特別永住者証明書の番号は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の番号をもつて在留する者

十三 前項第三号の特別永住者証明書の番号は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の番号をもつて在留する者

十四 前項第三号の特別永住者証明書の番号は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の番号をもつて在留する者

十五 前項第三号の特別永住者証明書の番号は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の番号をもつて在留する者

十六 前項第三号の特別永住者証明書の番号は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の番号をもつて在留する者

十七 前項第三号の特別永住者証明書の番号は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の番号をもつて在留する者

十八 前項第三号の特別永住者証明書の番号は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の番号をもつて在留する者

十九 前項第三号の特別永住者証明書の番号は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の番号をもつて在留する者

二十 前項第三号の特別永住者証明書の番号は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の番号をもつて在留する者

二十一 前項第三号の特別永住者証明書の番号は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の番号をもつて在留する者

二十二 前項第三号の特別永住者証明書の番号は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の番号をもつて在留する者

二十三 前項第三号の特別永住者証明書の番号は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の番号をもつて在留する者

二十四 前項第三号の特別永住者証明書の番号は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の番号をもつて在留する者

二十五 前項第三号の特別永住者証明書の番号は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の番号をもつて在留する者

二十六 前項第三号の特別永住者証明書の番号は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の番号をもつて在留する者

二十七 前項第三号の特別永住者証明書の番号は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の番号をもつて在留する者

二十八 前項第三号の特別永住者証明書の番号は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の番号をもつて在留する者

二十九 前項第三号の特別永住者証明書の番号は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の番号をもつて在留する者

三十 前項第三号の特別永住者証明書の番号は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の番号をもつて在留する者

三十一 前項第三号の特別永住者証明書の番号は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の番号をもつて在留する者

三十二 前項第三号の特別永住者証明書の番号は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の番号をもつて在留する者

三十三 前項第三号の特別永住者証明書の番号は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の番号をもつて在留する者

三十四 前項第三号の特別永住者証明書の番号は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の番号をもつて在留する者

三十五 前項第三号の特別永住者証明書の番号は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の番号をもつて在留する者

る申請があつた場合は、当該申請をした者がその時に所持していた特別永住者証明書（以下この条において「旧証明書」という。）の有効期間の満了の日後の五回目（旧証明書の有効期間の満了の日が十八歳の誕生日以降であるときは、旧証明書の有効期間の満了の日後（十回目）の誕生日）。

二 前号に掲げる者以外の者 特別永住者証明書に係る届出又は申請の日後の十回目の誕生日（住居地の届出）

第十一条 住居地の記載のない特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、住居地を定めた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、住居地の市町村の長に対し、当該特別永住者証明書を提出した上、当該市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、その住居地を届け出なければならない。

三 市町村の長は、前二項の規定による特別永住者証明書の提出があった場合には、当該特別永住者証明書にその住居地又は新住居地の記載に移転した日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、新住居地の市町村の長に対し、特別永住者証明書を提出した上、当該市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、その新住居地を届け出なければならない。

四 第一項に規定する特別永住者が、特別永住者証明書にその住居地又は新住居地の記載（第八条第五項の規定による記録を含む。）を市町村の長は、前二項の規定による特別永住者証明書の提出があった場合には、当該特別永住者証明書にその住居地又は新住居地の記載（第八条第五項の規定による記録を含む。）を返還するものとす

五 特別永住者（第一項に規定する特別永住者を除く。）が、特別永住者証明書を提出して住民基本台帳法第二十二条、第二十三条又は第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は第二項の規定による届出とみなす。

（住居地以外の記載事項の変更届出）

第十二条 特別永住者は、第八条第一項第一号に掲げる事項に変更を生じたときは、その変更を生じた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により再交付を申請する。

二 出入国在留管理庁長官は、前項の届出があった場合には、居住地の市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、新たな特別永住者証明書の交付を受けることとする。（正當な理由満了の日後の十回目の誕生日）

三 市町村の長は、前項の規定により特別永住者証明書を交付する場合には、当該特別永住者証明書にその交付年月日を電磁的方式により記録するものとする。

（特別永住者証明書の有効期間の更新）

第十三条 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、当該特別永住者証明書の有効期間の満了の日の三月前から有効期間が満了するまでの間（次項において「更新期間」という。）に、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、特別永住者証明書の有効期間の更新を申請しなければならない。

二 やむを得ない理由のため更新期間内に前項の規定による申請をすることが困難であると予想される者は、法務省令で定める手続により、更新期間前においても、居住地の市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、特別永住者証明書の有効期間の更新を申請することができる。

三 前条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による申請があつた場合に準用する。

（紛失等による特別永住者証明書の再交付）

第十四条 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、紛失、盜難、滅失その他の事由により特別永住者証明書の所持を失ったときは、そ

の事実を知つた日（本邦から出国している間に当該事実を知つた場合にあっては、その後最初に入国した日）から十四日以内に、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、特別永住者証明書の再交付を申請しなければならない。

二 第十一条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による申請があつた場合に準用する。

（特別永住者証明書の再交付）

第十五条 特別永住者証明書は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

一 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が特別永住者証明書でなくなつたとき。

二 特別永住者証明書の有効期間が満了したとき。

三 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者（入管法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者（第二十三条第二项において準用する入管法第一十六条の二第二項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。以下同じ。）を除く）が、入管法第一十五条第一項の規定により、出國する出入国港において、入国審査官

手続により、居住地の市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、変更の届出をしなければならない。

二 出入国在留管理庁長官は、前項の届出があった場合には、居住地の市町村の長を経由して、当該特別永住者に対するものとする。

（特別永住者証明書の有効期間の更新）

三 市町村の長は、前項の規定により特別永住者証明書を交付する場合には、当該特別永住者証明書にその交付年月日を電磁的方式により記録するものとする。

（特別永住者証明書の再交付）

第十六条 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、その所持する特別永住者証明書が前条第一号、第二号又は第四号に該当して効力を失つたときは、その事由が生じた日から十四日以内に、出入国在留管理庁長官に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

二 出入国在留管理庁長官は、著しく毀損し、若しくは汚損し、又は特別永住者証明書電磁的記録が毀損した特別永住者証明書を所持する特別永住者に對し、特別永住者証明書の再交付を申請することを命ぜることができる。

三 前項の規定による命令を受けた特別永住者は、当該命令を受けた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、特別永住者証明書を再交付を申請しなければならない。

四 第十一条第二項及び第三項の規定は、第一項又は前項の規定による申請があつた場合に準用する。

五 特別永住者は、第一項後段の規定による申請に基づき前項において準用する第十一条第二項の規定により特別永住者証明書の交付を受けるときは、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

（特別永住者証明書の失効）

第十七条 特別永住者証明書は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

一 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が特別永住者でなくなつたとき。

二 特別永住者証明書の有効期間が満了したとき。

三 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が特別永住者証明書が前条第六号の規定により発見するに至つたときは、その死亡の日から十四日以内に、出入国在留管理庁長官に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

四 特別永住者証明書が前条第六号の規定により当該特別永住者証明書が効力を失つた後、当該特別永住者証明書を発見するに至つたときは、その発見の日から十四日以内に、出入国在留管理庁長官に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

五 特別永住者証明書が前条第六号の規定により効力を失つたときは、死亡した特別永住者の親族又は同居者は、その死亡の日（死亡後に特別永住者証明書を発見するに至つたときは、その発見の日）から十四日以内に、出入国在留管理庁長官に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

（特定特別永住者証明書の交付等）

第十八条 特別永住者は、第十一條第一項若しくは第十二条第一項若しくは第三項の規定による届出を行つた場合には、当該届出又は申請に併せて、総務省令・法務省令で定める手続により、

おいて「毀損等の場合」という。）は、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、特別永住者証明書の交付を申請することができる。特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が、毀損等の場合以外の場合であつて特別永住者証明書の交換を希望するとき（正当な理由がないと認められるときを除く。）も、同様とする。

（特別永住者証明書の返納）

第十九条 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、その所持する特別永住者証明書が前条第一号、第二号又は第四号に該当して効力を失つたときは、その事由が生じた日から十四日以内に、出入国在留管理庁長官に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

六 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が死亡したとき。

（特別永住者証明書の交付）

第二十条 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、当該特別永住者証明書が前条第一号、第二号又は第四号に該当して効力を失つたときは、直ちに、出入国在留管理庁長官に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

（特別永住者証明書の交付）

第二十一条 特別永住者証明書は、第八条第一項第一号に規定する特別永住者が、特別永住者証明書を提出して住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。

（特別永住者証明書の交付）

第二十二条 特別永住者（第一項に規定する特別永住者を除く。）が、特別永住者証明書を提出して住民基本台帳法第二十二条、第二十三条又は第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は第二項の規定による届出とみなす。

（特別永住者証明書の交付）

第二十三条 特別永住者証明書は、第八条第一項第一号に規定する特別永住者が、特別永住者証明書を提出して住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。

（特別永住者証明書の交付）

第二十四条 特別永住者証明書は、第八条第一項第一号に規定する特別永住者が、特別永住者証明書を提出して住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は第二項の規定による届出とみなす。

（特別永住者証明書の交付）

第二十五条 特別永住者証明書は、第八条第一項第一号に規定する特別永住者が、特別永住者証明書を提出して住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は第二項の規定による届出とみなす。

（特別永住者証明書の交付）

第二十六条 特別永住者証明書は、第八条第一項第一号に規定する特別永住者が、特別永住者証明書を提出して住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十六の規定による届出を行つた場合には、当該届出又は申請に併せて、総務省令・法務省令で定める手続により、

し、再入国の許可の有効期間内に再入国をしなかつたとき。

五 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が新たに特別永住者証明書の交付を受けたとき。

六 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が死亡したとき。

（特別永住者証明書の交付）

第二十七条 特別永住者証明書は、第八条第一項第一号に規定する特別永住者が、特別永住者証明書を提出して住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十六の規定による届出を行つた場合には、当該届出又は申請に併せて、総務省令・法務省令で定める手続により、

住所地市町村（当該届出又は申請を行う特別永住者が記録されている住民基本台帳を備える市町村をいう。第十三項において同じ。）の長（以下この条において「住所地市町村長」といいう。）を経由して出入国在留管理庁長官に対し、当該届出又は申請に係る特別永住者証明書の交付を、特定特別永住者証明書（この条の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下この条及び次条において「番号利用法」という。）第十八条の五の規定に定める手続により個人番号カード（番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。次条において同じ。）としての機能を附加するための措置が講じられた特別永住者証明書をいう。以下同じ。）の交付により行うことを求めらる旨の申請をすることができる。

前項の場合のほか、特別永住者は、第十条第四項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる同条第四項の届出又は同条第五項の規定により同条第二項の規定による届出とみなされる同条第五項の届出により、新たに住民基本台帳に記録される場合又は一の市町村の区域内において住所を変更する場合には、当該届出に併せて、総務省令・法務省令で定める手続により、住所地市町村長を経由して出入国在留管理庁長官に対し、当該住所地市町村長を経由した特定特別永住者証明書の交付を求める旨の申請をすることができる。

住民基本台帳に記録されている平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫で入管法別表第二の上欄の在留資格（永住者の在留資格を除く。）をもつて在留するものは、第五条第二項の規定による申請を行う場合に限り、当該申請に併せて、総務省令・法務省令で定める手続により、出入国在留管理庁長官に対し、第七条第三項の規定による特別永住者証明書の交付を、特定特別永住者証明書の交付により行うことを求める旨の申請をすることができる。

第一項又は第二項の規定による申請を行う者（当該申請の際に当該住所地市町村長により番号利用法第十八条の五第六項に規定する措置が講じられた者に限る。）のうち特定特別永住者証明書の交付を速やかに受ける必要がある者として政令で定めるものに該当する者は、当該申請に併せて、出入国在留管理庁長官から特定特別永住者証明書の送付を受けることを希望する旨の申出をすることができる。

号に掲げる事項に変更を生じたときは他の出国在留管理庁長官が当該外国人に特定特別永住者証明書を交付することができる。

11 住民基本台帳に記録されている特別永住者は、第一項の規定による申請をする場合において、住所地市町村長以外の市町村長を経由して申請することが特定特別永住者証明書の交付を受けようとする者の利便及び迅速な特定特別永住者証明書の交付に資するものとして総務省令・法務省令で定める事情があるときは、当該市町村長を経由して出入国在留管理庁長官に対し、当該申請をすることができる。この場合における第四項の規定の適用については、同項中「当該住所地市町村」とあるのは、「当該住所地市町村長」とする。

12 第一項の規定による申請を行う場合において第十一条第一項の規定による届出をするときは第十二条第一項、第十三条第一項若しくは第十四条第一項若しくは第三項の規定による申請をするとき又は第六項の規定により交付される特定特別永住者証明書を受領するときにおける第十九条の規定の適用については、同条第一項中「居住地（第十一条第一項若しくは第二項の規定による届出又は同条第三項の規定により返還される特別永住者証明書の受領にあつては、住居地）の市町村」とあるのは、「第十六条の二の第一項に規定する住所地市町村」とする。

13 第七項の規定により交付される特定特別永住者証明書を受領する者は、当該住所地市町村の事務所に自ら出頭してこれを行わなければならぬ。

14 第十九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により特定特別永住者証明書を受領する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「届出等」であるのは、「第十六条の二第十三項の規定による行為を」と、「届出等」であるのは「行為は」と、同条第三項中「届出等」とあるのは「第十六条の二第十三項の規定による行為」と読み替えるものとする。

15 第九項の規定により出入国在留管理庁長官が当該特別永住者に対して特定特別永住者証明書を交付することにより交付した場合における前条第三項の規定の適用については、同項中「居

16 住地の市町村の長を経由して、出入国在留管理局長官に對し、當該特別永住者証明書を返納し」とあるのは、「出入國在留管理局長官に對し、當該特別永住者証明書を送付して返納し」とする。

第十四条第五項の規定にかかわらず、特別永住者は、第一項から第三項までの規定による申請又は第一項若しくは第二項の規定による申請に併せてされた第四項の規定による申出に基づき第六項から第九項までの規定により特定特別永住者証明書の交付を受けるときは、政令で定める場合を除くほか、政令で定める額の手数料を納付しなければならない。  
(個人番号カードの機能の失効等に係る特定特別永住者証明書の取扱い)

第十六条の三 特定特別永住者証明書について  
は、番号利用法第十八条の五第九項の規定により個人番号カードとみなして適用する番号利用法第十七条第十一項の規定又は番号利用法第四十七条の規定に基づく政令の規定による特定特別永住者証明書の返納は、これらの規定にかかわらず、法務省令で定める手続により、出入国在留管理局長官に対して返納する方法により行うものとする。

3 前項の場合において、當該特定特別永住者証明書を返納する者が引き続き特別永住者に該当するときは、出入国在留管理局長官は、當該返納の際に、入国審査官に、當該特別永住者に対し、新たな特別永住者証明書を交付させるものとする。

4 前項の規定により交付される新たな特別永住者証明書に対する第九条の規定の適用については、同条中「特別永住者証明書に係る届出又は申請」とあるのは、「第十六条の三第三項の規定による交付」と、同条第一号中「當該届出又は申請」とあるのは、「當該交付」とする。

5 第三项の規定により交付される特別永住者証明書を受領する者は、地方出入国在留管理局に規定により特別永住者証明書を受領する場合について準用する。この場合において、同条第二

項中「届出等を」とあるのは、「第十六条の三第五項の規定による行為を」と、「届出等は」とあるのは、「行為は」と、同条第三項中「届出等」とあるのは、「第十六条の三第五項の規定による行為」と読み替えるものとする。  
**第十六条の四** 前二条に定めるもののほか、特定特別永住者証明書の様式その他特定特別永住者証明書に關し必要な事項は、デジタル戸令・総務省令・法務省令への委任  
**第十七条** 特別永住者は、出入国在留管理庁長官が交付し、又は市町村の長が返還する特別永住者証明書を受領しなければならない。  
**第十八条** 特別永住者は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官その他法務省令で定める國又は地方公共団体の職員が、その職務の執行に当たり、特別永住者証明書の提示(特別永住者証明書電磁的記録の内容を確認するため必要な措置を受けることを含む。)を求めたときは、これに応じなければならない。  
**第十九条** 前二項の規定により特別永住許可書を代わつて受領する者は、その際に、第七条第二項又は第三項の規定により交付される特別永住者証明書を受領しなければならない。  
**第二十条** 特別永住者証明書の受領及び提示等(特別永住者証明書の受領及び提示等)

**第二十一条** 第十二条第一項若しくは第二項若しくは第三項の規定により返還され、若しくは第十一条第二項(第十二条第三項、第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定により交付される特別永住者証明書の受領又は第十二条第一項若しくは第二項、第十三条第一項若しくは第十四条第一項若しくは第三十四条において「届出等」という。)は、居住地(第十条第一項若しくは第二項の規定による届出又は同条第三項の規定により返還される特別永住者証明書の受領にあつては、住居地)の市町村の事務所に自ら出頭して行わなければならぬ。  
**第二十二条** 特別永住者については、入管法第二条第一項の規定による申請若しくは同条第三項において準用する第十二条第二項の規定により交付される特別永住者証明書の受領をする場合であつてその申請若しくは受領の日が十六歳の誕生日であるとき、又は疾病その他の事由により自ら届出等をすることができるときは、当該届出等は、次の各号に掲げる者(十六歳に満たない者を除く。)であつて当該特別永住者と同居するものが、当該各号の順序により、当該特別永住者に代わつてしまなければならない。  
**第二十三条** 特別永住者に關しては、入管法第二条第一項第三項中「五年」とあるのは「六年」と同条第五項中「六年」とあるのは「七年」とする。

**第二十四条** 第四条第三項及び第四項、第六条第一項、第七条第二項、第十条第一項から第三項まで、第十二条第一項、同条第二項及び第三項(これらの規定を第十二条第三項、第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。)、第十二条第一項及び第二項、第十三条第一項、第十四条第一項及び第三項、第十六条第三項並びに第十六条の二第一項、第二項、第六項、第七項及び第十一項の規定により市町村が處理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。  
**第二十五条** この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、法務省令(市町村の長が行うべき事務については、政令)で定める。

**第二十六条** 特別永住者であつて、入管法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者に關しては、入管法第七条第一項中「第一号及び第四号」とあるのは、「第一号」とする。  
**第二十七条** 特別永住者又は同居者が、その者に代わつてできる。前項に規定する申請又は特別永住許可書の受領をしようとする者が疾病その他の事由により自ら当該申請又は特別永住許可書の受領をすることができない場合には、これららの行為は、その者の親族又は同居者が、その者に代わつてできる。  
**第二十八条** 特別永住者又は特別永住許可書の受領をしようとする者が十六歳に満たない場合は、当該申請又は特別永住許可書の受領は、その者の親権を行なう者又は未成年後見人が、その者に代わつてしまなければならない。  
**第二十九条** 特別永住者又は特別永住許可書の受領をしようとする者が疾病その他の事由により自ら当該申請又は特別永住許可書の受領をすることができない場合には、これららの行為は、その者の親族又は同居者が、その者に代わつてできる。

(罰則)  
第二十六条 行使の目的で、特別永住者証明書を偽造し、又は変造した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

2 偽造又は変造の特別永住者証明書を行使した者も、前項と同様とする。行使の目的で、偽造又は変造の特別永住者証明書を提供し、又は收受した者も、第一項と同様とする。

4 人の事務処理を誤らせる目的で、特別永住者証明書電磁的記録を作った者も、第一項と同様とする。

5 不正に作られた特別永住者証明書電磁的記録を、前項の目的で、人の事務処理の用に供した者も、第一項と同様とする。

6 不正に作られた特別永住者証明書電磁的記録が記録された特別永住者証明書を、第四項の目的で、提供し、又は收受した者も、第一項と同様とする。

7 前各項の罪の未遂は、罰する。

第二十七条 行使の目的で、偽造又は変造の特別永住者証明書を持った者は、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 人の事務処理を誤らせる目的で、不正に作られた特別永住者証明書電磁的記録が記録された特別永住者証明書を持った者も、前項と同様とする。

第二十八条 第二十六条第一項又は第四項の犯罪行為の用に供する目的で、器械又は原料を準備した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第二十六条第四項の犯罪行為の用に供する目的で、特別永住者証明書電磁的記録の情報を取得し、又は提供した者も、前項と同様とする。

3 不正に取得された特別永住者証明書電磁的記録の情報を、第二十六条第四項の犯罪行為の用に供する目的で保管した者も、第一項と同様とする。

4 第二項の罪の未遂は、罰する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

1 他人名義の特別永住者証明書を使用した者

2 行使の目的で、他人名義の特別永住者証明書を提供し、收受し、又は所持した者

3 行使の目的で、自己名義の特別永住者証明書を提供した者

2 前項（所持に係る部分を除く。）の罪の未遂は、罰する。

第三十条 第二十六条から前条までの罪は、刑法第二条の例に従う。

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

1 第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定による届出に關し虚偽の届出をした者

2 第十二条第一項、第十三条第一項又は第十四条第三項の規定に違反した者

3 第十七条第一項の規定に違反して特別永住者証明書を受領しなかった者

4 第十七条第二項の規定に違反して、特別永住者証明書の提示を拒み、又は特別永住者証明書電磁的記録の内容を確認するために必要な措置を受けることを拒んだ者

5 第十一条第二項の規定に違反して新住居地を届け出なかつた者

6 第十一条第一項又は第十六条（第五項を除く。）の規定に違反した者

7 第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

1 第十条第一項の規定に違反して住居地を届け出なかつた者

2 第十条第二項の規定に違反して新住居地を届け出なかつた者

3 第十一条第一項又は第十六条（第五項を除く。）の規定に違反した者

（過料）

第三十三条 第十八条第四項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第二十三条 第十九条第二項各号に掲げる者が、同項の規定に違反して、届出等（第十二条第二項又は第十四条第一項の規定による申請を除く。）をしなかつたときは、五万円以下の過料に処する。

#### 附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（特別永住許可の申請に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした旧日韓特別法第二条第一項の規定による許可の申請は、第四条の規定による許可の申請とみなす。

2 平和条約国籍離脱者の子孫でこの法律の施行前六十日以内に出生その他の事由により旧入管法第三章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなったものについては、

この法律の施行の日に当該出生その他の事由が生じたものとみなして、第四条の規定及び第八条によって読み替えた入管法第二十二条の二第二条の例に従う。

第三十条 第二十六条から前条までの罪は、刑法第二百五十条の九第一項に係る部分に限る（兩議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に従う。

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者の子孫（第三条第二号に掲げる者を除く。）がこの法律の施行前にした旧入管法第二十二条第一項の規定による申請は、第五条の規定による

平和条約国籍離脱者の子孫がこの法律の施行前にした旧入管法第二十二条の二第二项の規定による永住者若しくは平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格の取得の申請又は旧入管法附則第九条の規定による申請は、平和条約国籍離脱者の子孫で入管法別表第二の上欄の在留資格（永住者の在留資格を除く。）をもつて在留するものがした第五条の規定による許可の申請とみなす。

4 平和条約国籍離脱者の子孫がこの法律の施行前にした旧入管法第二十二条の二第二项の規定による永住者若しくは平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格の取得の申請又は旧入管法附則第十項及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定による申請とみなす。

3 平和条約国籍離脱者の子孫がこの法律の施行前にした旧入管法第二十二条の二第二项の規定による永住者若しくは平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格の取得の申請又は旧入管法附則第九条及び第十項の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定による申請とみなす。

（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条）に従う。

4 平和条約国籍離脱者の子の在留資格の取得の申請又は旧入管法附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定による申請とみなす。

3 平和条約国籍離脱者の子の在留資格の取得の申請又は旧入管法附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定による申請とみなす。

（退去強制に関する経過措置）

第三条 第三条第一号ロに掲げる者で旧日韓特別法の施行前の行為により第二十二条第一項各号のいずれかに該当することとなったものについては、当該行為を理由としては、本邦からの退去を強制することができない。

（旧日韓特別法に基づく永住の許可を受け在留していた者に関する特例）

第四条 旧日韓特別法に基づく永住の許可を受け在留していた者で、入管法第二十六条第一項の許可を受けることなく出国し、外国人登録法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百三十四号）の施行の日において入管法別表第二の上欄の在留資格をもつて在留しているものが、同日以後、同欄の永住者の在留資格をもつて在留するに至つたときは、この法律に定める特別永住者とみなす。

（國等の事務）

第五条 この法律による改正前のそれぞれの法律による規定するもののほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）を強制することができない。

（旧日韓特別法に基づく永住の許可を受け在留している者で、入管法第二十六条第一項の許可を受けることなく出国し、外国人登録法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百三十四号）の施行の日において入管法別表第二の上欄の在留資格をもつて在留しているものが、同日以後、同欄の永住者の在留資格をもつて在留するに至つたときは、この法律に定める特別永住者とみなす。

（附則第一号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則第一号抄）

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分に限る。）に従う。

二 第一百五十条の九第一項に係る部分に限る（兩議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に従う。

三 第二百四十四条の規定に係る部分に限る（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条）に従う。

四 第二百四十四条の規定に係る部分に限る（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定による申請とみなす。

五 第二百四十四条の規定に係る部分に限る（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定による申請とみなす。

六 第二百四十四条の規定に係る部分に限る（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定による申請とみなす。

七 第二百四十四条の規定に係る部分に限る（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定による申請とみなす。

八 第二百四十四条の規定に係る部分に限る（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定による申請とみなす。

九 第二百四十四条の規定に係る部分に限る（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定による申請とみなす。

十 第二百四十四条の規定に係る部分に限る（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定による申請とみなす。

十一 第二百四十四条の規定に係る部分に限る（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定による申請とみなす。

十二 第二百四十四条の規定に係る部分に限る（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定による申請とみなす。

十三 第二百四十四条の規定に係る部分に限る（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定による申請とみなす。

十四 第二百四十四条の規定に係る部分に限る（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定による申請とみなす。

十五 第二百四十四条の規定に係る部分に限る（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定による申請とみなす。

十六 第二百四十四条の規定に係る部分に限る（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定による申請とみなす。

十七 第二百四十四条の規定に係る部分に限る（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定による申請とみなす。

十八 第二百四十四条の規定に係る部分に限る（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定による申請とみなす。

十九 第二百四十四条の規定に係る部分に限る（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定による申請とみなす。

二十 第二百四十四条の規定に係る部分に限る（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定による申請とみなす。

二十一 第二百四十四条の規定に係る部分に限る（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定による申請とみなす。

報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のでぞぞれの法律の規定を適用する。

附 則	
第一条	(平成一一年八月一八日法律第一三四号)
（施行期日）	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則	(平成一一年八月一八日法律第一三五号)
（施行期日）	この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
附 則	(平成一一年二月八日法律第一

条（附則第二十七条第一項に係る部分に限る。）及び第四十二条の規定（公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（住居地の届出等に関する経過措置等）

**第二十五条** 特例法第十条の規定は、附則第三十条第一項及び第三十一条第一項に規定する特別永住者（その住居地について、附則第三十条第一項又は第三十一条第一項の規定による届出をした者を除く。）には、適用しない。

**第二十六条** 第三条の規定による改正後の特例法（以下「新特例法」という。）第十一条の規定によつて、附則第二十九条第一項に規定する特別永住者であつて、日本外国人登録法第三条第二項の規定

第十九条第二項及び第三項（いすれも同条第一項に係る部分に限り、これらの規定を附則第三十二条第二項において準用する場合を含む。）並びに第二十三条第二項並びに附則第三十条（第一項第一号及び第二号に係る部分に限り。）及び第三十二条第一項（附則第三十条第一項及び同条第二項において準用する特例法第十条第三項に係る部分に限り。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、特別永住者証明書とみなす。

前項の規定により登録証明書が特別永住者証明書とみなされる場合におけるその有効期間は、次の各号に掲げる特別永住者の区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。

**第一百六十一一条** 施行日前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該处分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てにて

附 則（平成二年二月八日法律第二百四十九号）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（施行期日）

五（一號）抄

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十二年法律第二百四十九号）附則第三条第三項の規定による。

（経過措置）

(以下「新特例法」という。) 第十一条の規定は、附則第二十九条第一項に規定する特別永住者であつて、旧外国人登録法第三条第一項の規定による申請をしていないもの(附則第二十九条第一項の規定による申請をした者を除く。)には、適用しない。

**第二十七条** 施行日前に、本邦に在留する特別永住者であつて、旧外国人登録法第四条第一項の規定による登録を受けているものは、附則第一

明書とみなされる場合におけるその有効期間は、次の各号に掲げる特別永住者の区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。

一 施行日に十六歳に満たない者 十六歳の誕生日

二 施行日に十六歳以上の者であつて、旧外国人登録法第四条第一項の規定による登録を受けた日（旧外国人登録法第六条第三項、第六条の二第四項若しくは第七条第三項の規定による確認又は旧外国人登録法第十一条第一項

前項の陽台にて、  
上級行政官とみなされ

2 住者証明書の交付を申請することができる。  
前項の規定による申請は、居住地の市町村の事務所に自ら出頭して行わなければならぬ。  
3 附則第十三条第三項及び第四項の規定は、第

認を受けた場合には、最後に確認を受けた日。次号において「登録等を受けた日」という（）後の七回目の誕生日が施行日から起算して三年を経過する日までに到来するもの施行日から起算して三年を経過する日施行日二十六歳以上の方であります、登録等を受けた

### (その他の経過措置の政令への委任)

附 則（平成二年七月一五日法律第七  
九号）抄

4  
第一項に規定する特別永住者が、施行日の二ヶ月前から施行日の前日までの間に、旧外国人登録法第六条第一項、第六条の二第二項若しくは第二項又は第十一一条第一項の規定による申請を提出したときは、その時、第一項の規定による

三 旗行日は「万葉集」の者であつて、登録金を受けた日後の七回目の誕生日が施行日から起算して三年を経過する日後に到来するもの 当該誕生日

第一項の規定により特別永住者証明書とみなされる登録証明書を所持する特別永住者は前項に規定するその有効期間が満了する前に、法

に規定する第一号法定受託事務については、で  
きる限り新たに設けることのないようになると

第一 条のうち出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第五十三条第三項の改正規定（同項第三号に係る部分を除く。）

5 法務大臣は、施行日以後、第一項の規定による申請をした特別永住者が特別永住者として本邦に在留するときは、速やかに、居住地の市町村の長を経由して、その者に対し、特別永住者証明書を交付するものとする。

4 出入国在留管理庁長官は、前項の規定による申請があつた場合には、居住地の市町村の長を経由して、当該特別永住者に対し、特別永住者証明書の交付を申請することができる。

び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、國之地方公共團本此の設置分里ニシテ地方民

び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



<p><b>附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄</b></p> <p><b>（施行期日）</b></p> <p>この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第五百九条の規定 公布の日</p>

<p>二 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第一条中出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第十九条の五及び第十九条の十一の改正規定、第三条中日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（以下「特例法」という。）第九条及び第十二条の改正規定並びに附則第二条、第二十二条及び第二十三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>（罰則に関する経過措置）</p> <p>第十八条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>（特別永住者証明書の有効期間に関する経過措置）</p> <p>第二十二条 第一号施行日前に交付された特別永住者証明書（特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。以下この条において同じ。）の有効期間及びその更新については、なお従前の例による。</p> <p>前項の規定によりなお従前の例によることとされた第三条の規定による改正前の特例法第十一条第一項の規定により特別永住者証明書の有効期間の更新の申請をする場合における第三条の規定による改正後の特例法第十九条第二項の規定の適用については、当該特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、その申請の日が十六歳の誕生日（当該特別永住者の誕生日が二月二十九日であるときは、当該特別永住者のうる年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。）である場合においても、十六歳に満たない者とみなす。</p>

<p>三 第三条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第十一条の規定 公布の日</p> <p>（特別永住者証明書に関する経過措置）</p> <p>第三条 施行日前に交付された特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（第三項において「入管特例法」という。）第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。以下この条及び次条において同じ。）の有効期間については、なお従前の例による。</p> <p>二 施行日前に交付された有効期間の満了の日が十六歳の誕生日の前日とされている特別永住者証明書の有効期間の更新の申請があつた場合に新たに交付される特別永住者証明書の有効期間については、第二条の規定による改正後の入管特例法第九条第一号中「五回目（二）とあるのは、「六回目（二）とする。</p>
---

3 第一号施行日から施行日の前日までの間ににおける前項の規定の適用については、同項中「第三条の規定による改正後の特例法第十九条第二項」とあるのは、「特例法第十九条第二項」とする。

4 前三项の規定は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第二十八条第一項の規定により特別永住者証明書とみなされる登録証明書であつて同条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定によりその有効期間が当該登録証明書を所持する特別永住者の十六歳の誕生日が経過するまでの期間とされているものの有効期間の更新の申請についても、適用する。

4 施行日前に交付された特別永住者証明書に係る提示義務については、なお従前の例による。（退去強制に関する経過措置）

第四条 附則第二条第一項に規定する在留カード又は前条第一項に規定する特別永住者証明書に関する行為を事由とする退去強制については、なお従前の例による。

第五条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

第八条 施行日前に交付された特別永住者証明書に係る提示義務については、なお従前の例による。（退去強制に関する経過措置）